

自動販売機及び回収容器の設置場所の付近見取図

【記入上の注意事項】

1. 自動販売機を  、回収容器を●で表し、配置を明確にしてください。
2. 建築物及び敷地と道路の境界を明確にしてください。
3. 自動販売機及び回収容器は、道路などの公共用地に、はみ出して設営することはできません。
4. 自動販売機を設置する際には、他の法規に抵触することがないように注意してください。

付近見取図